

家畜衛生だより

From 中央家保 牛用



中央家畜保健衛生所・中央動物防疫協議会
〒262-0011 千葉市花見川区三角町656
Tel: 043-250-4141 (夜間・休日対応)
Fax: 043-286-0090
(公社)千葉県畜産協会

ゴールデンウィークは口蹄疫の 防疫対策の強化を！

口蹄疫は、わが国での発生は平成22年以降確認されていませんが東アジア地域やロシアにおいて発生が継続しており、中国では昨年10月にも口蹄疫(O型)が確認されました。

令和4年3月より、新型コロナウイルス(COVID-19)の世界的な感染拡大による入国条件の厳格化が見直され、観光目的以外の入国が認められるようになり、このゴールデンウィークは人や物の移動が盛んになることから、伝染病が国内に侵入するリスクが高まっています！

ウイルスの侵入を防ぐため、下記事項の徹底を！

1 海外渡航の自粛と畜産物の持ち込み禁止

アフリカ豚熱、口蹄疫の発生地域への渡航は自粛しましょう。

これらの地域から外国人技能実習生を受け入れている場合、携帯品や国際郵便による畜産物の持ち込み禁止の周知を徹底してください。

2 農場内へ部外者をいれない、不要なものは持ち込まない



3 立入者の衣服交換、手指消毒の徹底

衛生管理区域に入る人は、専用衣服と長くつを着用し、手指消毒を徹底しましょう。

4 消毒薬の適正使用

適正な濃度の消毒薬の使用を！

踏み込み消毒槽は、汚れた時だけではなく1日に1回は必ず交換しましょう。

5 毎日の健康観察→早期発見、早期通報

異常を認めたら、ただちに下記まで通報してください！

定期報告書の提出がまだの方は、早めにご提出ください。

異常発見時は 千葉県中央家畜保健衛生所まで！

TEL. 043-250-4141 (夜間・休日転送)

FAX. 043-286-0090

ご確認ください！

口蹄疫の特定症状

- 1 いずれにも該当すること。
 - ・摂氏39.0度異常の発熱があること。
 - ・泡沫性流涎、跛行、起立不能、泌乳量の大幅な低下または泌乳の停止。
 - ・口腔内に水疱があること。
- 2 同一の畜房(単飼の場合にあっては同一の畜舎)内において、複数の家畜の口腔内等に水泡等があること。
- 3 同一の畜房内において、半数以上の哺乳畜(1の畜房につき1の哺乳畜を飼養している場合にあっては、同一の畜舎内において、隣接する複数の畜房内の哺乳畜)が当日及びその前日の2日間において死亡すること。
ただし、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等口蹄疫以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りではない。



口腔粘膜のびらん、潰瘍



流涎

水疱

疑わしい症状がありましたら、直ちに通報を！

家畜衛生だより

From 中央家保 豚用



中央家畜保健衛生所・中央動物防疫協議会
〒262-0011 千葉市花見川区三角町656
Tel:043-250-4141 (夜間・休日対応)
Fax:043-286-0090
(公社)千葉県畜産協会

ゴールデンウィークにおける 防疫対策の徹底について

アフリカ豚熱(ASF)は、昨年11月にタイ王国で初めて発生が確認されるなど、日本の周辺国で発生が拡大しています。また、旅客が携行品にて違法に持ち込もうとした豚肉製品から感染性のあるASFウイルスが検出されるなど国内へのASFウイルス侵入ウイルスは高い状況です。

豚熱は、昨年4月以降ワクチン接種農場17件で発生しており、本年3月には山口県でも野生イノシシの感染が確認されました。ワクチンのみでは豚熱の発生を抑えることはできませんので引き続き飼養衛生管理基準の徹底により万全の発生予防対策をお願いします。

ウイルスの侵入を防ぐため、下記事項の徹底を！

- 1 海外渡航の自粛！畜産物の持ち込み禁止！
- 2 農場へ部外者を入れない、不要なものは持ち込まない！
- 3 立入者の衣服交換！手指消毒！
- 4 消毒薬の適正使用！（1日1回交換）
適切な濃度の消毒薬を使用し、踏み込み消毒槽は1日1回は交換しましょう。
- 5 野生動物の侵入防止！
防護柵、防鳥ネットを設置しましょう。定期的な点検・修繕をしましょう。
- 6 毎日の健康観察！→異常家畜の早期発見、早期通報！

豚熱・アフリカ豚熱の特定症状

疑わしい症状が見られたら直ちに通報を!!



耳翼の紫斑

- ◎紫斑(耳翼・四肢・下腹部)
- ◎同一畜房内で概ね1週間以内に下記の項目の増加
 - ・40℃以上の発熱・元気消失・食欲不振 ・便秘、下痢
 - ・結膜炎(目ヤニなど) ・歩行困難、後躯麻痺、けいれん
 - ・削瘦、被毛粗剛、発育不良 ・流死産等異常産の発生
 - ・血液凝固不全に起因した皮下出血、皮膚紅斑、天然孔からの出血、血便
- ◎同一畜舎内で1週間以内に複数の豚が突然死亡
- ◎白血球数の減少(1万個/μl未満)、好中球の核の左方移動

豚の様子がおかしいな?と思ったら中央家畜保健衛生所まで

TEL. 043-250-4141 (夜間・休日転送) FAX. 043-286-0090

※必ず5回以上コールしてください

補助事業・交付金・制度資金の利用に当たり、 飼養衛生管理基準の遵守が要件となりました。

<ポイント>

- 飼養衛生管理基準の遵守状況を確認するため、補助事業・交付金・制度資金の一部では、申請の際に「飼養衛生管理基準遵守状況確認書」の提出が必要となります。
- 飼養衛生管理基準の不遵守がある場合は、改善すべき事項、具体的な改善方法及び改善すべき期限を明確化した改善方針が必要です。

注)国内の疾病発生状況等を踏まえ、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥又は七面鳥の所有者が対象です。(牛、水牛、めん羊、山羊又は馬は、当面の間は対象外)

<遵守を要件とする補助事業・交付金・制度資金>(令和4年度)

補助事業

- ・畜産クラスター事業(施設整備事業、機械導入事業、経営継承事業)※注2、注3
- ・新規就農者育成総合対策のうち経営発展支援事業 ※注2
- ・特定地域経営支援対策事業 ※注2
 - ・経営継承・発展等支援事業
- ・農業信用保証保険基盤強化事業
 - ・農業経営継承保証保険支援事業

交付金

- ・消費・安全対策交付金(ハード事業)※注2
- ・農地利用効率化等支援交付金 ※注2
- ・強い農業づくり総合支援交付金(家畜飼養管理施設、家畜改良増殖関連施設)※注2、注3

制度資金(主なもの)

畜産経営体質強化支援資金 ※注2、注3 / 家畜疾病経営維持資金 ※注2 / 畜産特別資金 ※注2 / 農業経営改善促進資金 / 農業経営負担軽減支援資金 / 農業近代化資金 / 公庫資金(畜産経営環境調和推進資金、農業経営基盤強化資金、農林漁業セーフティネット資金等)

注1)上記の補助事業・交付金・制度資金の内容及び手続に関する質問や、上記以外の制度資金の遵守要件の該当・非該当に関する質問については、各補助事業等の窓口にお問い合わせください。

注2)当該事業・交付金・制度資金においては、経営者の皆さまから利用申請があった後に、都道府県内の事業・交付金・制度資金の担当者が、家畜保健衛生所に対し、飼養衛生管理基準遵守状況の確認を行うため、経営者の皆さまが家畜保健衛生所に対して飼養衛生管理基準遵守状況確認書の交付申請をお手続きいただく必要はありません。

注3)都道府県において計画を審査する際に飼養衛生管理基準の遵守状況確認に加え、事業実施後の飼養頭数見合いの埋却地等の確保についても確認を行います。

<飼養衛生管理基準遵守状況確認書を入手するには>

- 飼養衛生管理基準遵守状況確認書が必要となる補助事業・交付金・制度資金を利用する農場については、【中央家畜保健衛生所】に交付申請書を提出してください。
- 事業・交付金・制度資金の担当者から申請があった場合は、家畜の所有者に事実確認をする場合があります。

中央家畜保健衛生所

TEL:043-250-4141

FAX:043-286-0090

一斉消毒の日チェック表



年月日: 令和 年 月 日

農場名:

住所:

チェック	番号	項目	内容
<input type="checkbox"/>	1	出入車両 消毒確認	飼料運搬・動物薬販売・診療獣医師などの出入り車両の消毒を確認します。
<input type="checkbox"/>	2	立入者 衣服交換	畜舎等衛生管理区域に立ち入る獣医師・袋飼料配送業者などの専用衣服への着替えを確認します。
<input type="checkbox"/>	3	消石灰 散布	農場入口に石灰帯(全体的に白くなるよう散布)を作ります。
<input type="checkbox"/>	4	踏込み消毒 槽点検	畜舎・事務所入口の踏込み消毒槽を点検し、消毒薬を確認します。
<input type="checkbox"/>	5	畜舎消毒	空の豚房、通路などを清掃し、動力噴霧器で洗浄・消毒します。
<input type="checkbox"/>	6	整理・清掃	畜舎周囲の不要品の片付け、除草を行います。
<input type="checkbox"/>	7	チェック表 送付	このチェック表を家畜保健衛生所に送付します。

その他コメント・連絡など

連絡先: 中央家畜保健衛生所

FAX: 043-286-0090

TEL: 043-250-4141

※FAXをお持ちでない方は電話連絡でもかまいません。

家畜衛生だより

From 中央家保 鶏用



中央家畜保健衛生所・中央動物防疫協議会
〒262-0011 千葉市花見川区三角町656
Tel:043-250-4141 (夜間・休日対応)
Fax:043-286-0090
(公社)千葉県畜産協会

ゴールデンウィークも、 引き続き防疫対策の強化を！

昨年11月から全国的に高病原性鳥インフルエンザについて、今シーズンは23事例発生し(県内は3事例)、約189万羽を殺処分となりました。

本年度に入ってから、6件の発生が確認されています。渡り鳥の渡来が続くゴールデンウィークの期間も、引き続き警戒が必要です。

ウイルスの侵入を防ぐため、下記事項の徹底を！

1 発生地域への渡航の自粛

これらの地域から外国人技能実習生を受け入れている場合、携帯品や国際郵便による畜産物の持ち込み禁止の周知を徹底してください

2 農場へ部外者をいれない、不要なものは持ち込まない

3 立入者衣服交換、手指消毒



衛生管理区域に入る人は専用衣服と長靴を着用し、手指の消毒を徹底しましょう。物を持ち込む場合は当該物品も消毒しましょう。

4 消毒薬の適正使用

適切な濃度の消毒薬を使用しましょう。

踏み込み消毒槽等は、汚れた場合だけでなく、少なくとも1日に1回は交換しましょう。

5 野生動物の侵入防止

適切な防護柵、防鳥ネットを設置しましょう。

定期的に点検を行い、必要に応じて修繕を行いましょう。



6 毎日の健康観察→早期発見及び早期通報

異常を認めたら、直ちに当所に通報してください。

鳥インフルエンザの臨床症状（例）



チアノーゼ



同一鶏舎内での死亡



脚部皮下の出血

死亡率の急激な上昇（通常の2倍以上、まとめて5羽以上死亡など）や、鳥インフルエンザを疑う症状を発見した場合は、速やかに家畜保健衛生所へ通報してください。

屋外での家きんの飼養は控えてください！

4月16日及び26日に北海道でだちょう（エミュー）の高病原性鳥インフルエンザが確認されました。いずれの発生事例も屋外の運動場で飼養していた個体で陽性が確認されています。未だ鳥インフルエンザのシーズンは終息していませんので、屋内に収容施設を有するだちょう（エミューを含む）の飼養農場では、屋外での飼養を控えてください。

まだ提出されていない方は、定期報告書の提出をお願いします！

提出期限は**6月15日**となっております



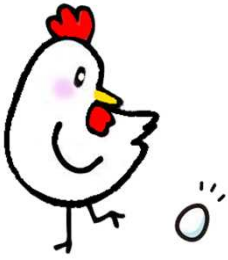
未提出の方は、お手数ですが必要事項を記入のうえ、中央家畜保健衛生所まで提出して下さるよう、よろしくお願いします。

報告書を紛失された場合や、ご不明な点がある場合は当所までご連絡ください。

毎月1日は一斉消毒の日

鶏の様子がおかしいな？と思ったら中央家畜保健衛生所まで
TEL. 043-250-4141（夜間・休日転送） FAX. 043-286-0090
※必ず5回以上コールしてください

提出先:中央家畜保健衛生所
FAX 043-286-0090



一斉消毒 チェック表

年月日:令和 年 月 日

農場名:

住 所:

チェック	番号	項目	内容
<input type="checkbox"/>	1	出入車両 消毒確認	飼料運搬業者・家畜診療獣医師・家畜運搬業者 などの車両の消毒実施を確認します。
<input type="checkbox"/>	2	立入者 衣服交換	畜舎等衛生管理区域に立ち入る診療獣医師・ 袋飼料配送業者などの専用衣服、長靴交換を 確認します。
<input type="checkbox"/>	3	消石灰 散布	農場入口に石灰帯(全体的に白くなるよう散布) を作ります。
<input type="checkbox"/>	4	踏み込み消毒 槽点検	畜舎・事務所入口の踏み込み消毒槽を点検し、 汚れや、液量が減っていたら交換、補充します。
<input type="checkbox"/>	5	防鳥ネット 等確認	防鳥ネットや鶏舎の壁を確認し、破損等の補修 を行います。
<input type="checkbox"/>	6	整理・清掃	畜舎周囲の不要品の片付け、除草を行います。
<input type="checkbox"/>	7	チェック表 送付	このチェック表を家畜保健衛生所に送付します。

その他コメント・連絡など ※FAXをお持ちでない方は電話連絡でもかまいません。